

自己資本比率規制の第3の柱に基づく開示事項

(「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年2月18日金融庁告示第7号)に基づく開示事項)

はじめに	71
自己資本に関する事項	77
信用リスクに関する事項	82
派生商品取引および長期決済期間取引に関する事項 ...	89
証券化エクスポージャーに関する事項	90
オペレーショナル・リスクに関する事項	93
銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項 ...	94
銀行勘定における金利リスクに関する事項 ...	95
マーケット・リスクに関する事項	95

はじめに

自己資本比率規制の概要

当行ならびに当行グループは、銀行法に基づく自己資本比率規制の適用を受けています。

自己資本比率規制は、第1の柱「最低自己資本比率」、第2の柱「金融機関の自己管理と監督上の検証」、ならびに第3の柱「市場規律」の3つの柱で構成されています。

1. 第1の柱「最低自己資本比率」

自己資本比率規制下の自己資本比率は、次の算式により算出されます。

自己資本比率算式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{信用リスク} + \text{マーケット・リスク} + \text{オペレーショナル・リスク}}$$

なお、最低必要とされる自己資本比率の水準については、海外営業拠点を有しない銀行である「国内基準行」では4%以上が求められています。

①信用リスク

信用リスクの計測手法に関しては、「標準的手法」もしくは「内部格付手法」のうちから銀行自らが適する手法を選択します。

「標準的手法」においては外部格付、「内部格付手法」においては銀行が内部管理基準に基づき付与した内部格付による信用状況に応じて、それぞれ異なるリスク・ウェイトが適用されます。

また、個人や中小企業に対する小口・分散化された貸出については適用リスク・ウェイトが軽減され、複数の裏付資産で構成されるファンド・投資信託や、原資産のキャッシュ・フローなどから組成される証券化商品など信用リスクの把握が複雑なものについては、外部格付や構成資産の状況により適用リスク・ウェイトの

軽重が決まるなど、信用リスクの内容把握を精緻に行うこととなっています。

②マーケット・リスク

株式や債券等の市場性商品に関し、個々の銘柄の価格が、市場全体の価格変動により大きく変動したり、市場の動向とは異なって変動したりすることにより損失が生じるリスクについては、これをマーケット・リスクとして、そのリスク相当額を自己資本比率算出時に計上しています。

ただし、本リスクに関しては一定の要件の下、不算入の特例が設けられています。

③オペレーショナル・リスク

事務事故、システム障害や不正行為等で損失が生じるリスクについては、これをオペレーショナル・リスクと位置づけ、そのリスク相当額を自己資本比率算出時に計上しています。リスク相当額の算出方法は、粗利益を基準に計測する「基礎的手法」「粗利益配分手法」と、過去の損失実績などをもとに計測する「先進的計測手法」のうちから、銀行自らが適する手法を選択します。

2. 第2の柱「金融機関の自己管理と監督上の検証」

第1の柱である「最低自己資本比率」の対象になっていないリスク（銀行動定の金利リスク、信用集中リスク等）も含めて、銀行が主要なリスクを把握し、経営上必要な自己資本を検討するなどの自己管理を行い、金融庁等の監督当局はその管理状況についてモニタリング・検証を行います。

3. 第3の柱「市場規律」

情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めるもので、第1の柱で算出した自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算方法等についての情報開示が求められています。

当行における自己資本比率規制への対応

当行では、第1の柱に適切に対応するため、「自己資本比率算出規程」「信用リスク・アセット算出規程」「オペレーショナル・リスク相当額算出規程」を制定し、正確な連結および単体自己資本比率の算出に取り組んでいます。

なお、当行は連結および単体自己資本比率の算出において、以下の手法を採用しています。

項目	手法
信用リスク・アセットの額	標準的手法
オペレーショナル・リスク相当額	基礎的手法
マーケット・リスク相当額	不算入の特例を適用して算入せず

(注) 当行ならびに当行グループは海外に営業拠点を有しないため、自己資本比率算出は国内基準を適用しています。

第2の柱への対応として、信用リスク、市場リスクについてはVaR^(注)で、オペレーショナル・リスクについては自己資本比率算出上の「基礎的手法」によりリスク量を算出するなど、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、それらのリスクが資本配賦額を超えていないことを定期的にモニタリングしています。また、継続的に適切な管理を行うため、管理手法の高度化を進めています。

第3の柱への対応では、本ディスクロージャー誌による情報開示を中心に、継続的に適切な情報開示を行っています。

(注) VaR(バリュー・アット・リスク)：一定期間に一定の確率内で発生する資産の最大損失額のこと、統計的手法を用いて算出します。

自己資本の構成に関する開示事項

当行において、自己資本比率は「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しています。

自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位:百万円)

項目	2017年 3月期中間期末 (2016年9月30日現在)		2018年 3月期中間期末 (2017年9月30日現在)	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	130,995		140,285	
うち、資本金及び資本剰余金の額	50,000		50,000	
うち、利益剰余金の額	80,995		90,285	
うち、自己株式の額(△)	-		-	
うち、社外流出予定額(△)	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	-		-	
うち、為替換算調整勘定	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,741		6,386	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,741		6,386	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	16,300		8,200	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
非支配株主持分のうち経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	154,037		154,871	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,245	3,368	3,133	2,089
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,245	3,368	3,133	2,089
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	-

(単位:百万円)

項目	2017年 3月期中間期末 (2016年9月30日現在)		2018年 3月期中間期末 (2017年9月30日現在)	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,245		3,133	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	151,791		151,738	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,540,890		1,546,293	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,368		2,089	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	3,368		2,089	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、退職給付に係る資産	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	85,049		87,592	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,625,939		1,633,886	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率=(ハ)/(ニ)×100(%)	9.33		9.28	

自己資本の構成に関する開示事項(単体)

(単位:百万円)

項目	2017年 3月期中間期末 (2016年9月30日現在)		2018年 3月期中間期末 (2017年9月30日現在)	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	123,153		131,813	
うち、資本金及び資本剰余金の額	50,000		50,000	
うち、利益剰余金の額	73,153		81,813	
うち、自己株式の額(△)	-		-	
うち、社外流出予定額(△)	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,628		4,725	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,628		4,725	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	16,300		8,200	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	144,082		144,739	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	2,206	3,309	3,090	2,060
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	2,206	3,309	3,090	2,060
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-

(単位:百万円)

項目	2017年 3月期中間期末 (2016年9月30日現在)		2018年 3月期中間期末 (2017年9月30日現在)	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,206		3,090	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	141,875		141,649	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,532,027		1,539,085	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,309		2,060	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	3,309		2,060	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	79,312		82,273	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,611,339		1,621,359	
自己資本比率				
自己資本比率=(ハ)/(ニ)×100(%)	8.80		8.73	

連結の範囲に関する事項

当行において、連結自己資本比率を算出する際に対象となる連結の範囲と、連結財務諸表を作成する際に対象となる連結の範囲との間に相違はありません。

2016年9月末の連結グループに属する連結子会社は2社であります。

会社の名称	主要な業務の内容
(株)東京スター・ビジネス・ファイナンス	貸金業、債務保証業務
TSB債権管理回収(株)	債権管理回収業

2017年9月末の連結グループに属する連結子会社は2社であります。

会社の名称	主要な業務の内容
(株)東京スター・ビジネス・ファイナンス	貸金業、債務保証業務
TSB債権管理回収(株)	債権管理回収業

(注) 当行の連結子会社は、「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第7号)第12条第3項第1号ハおよびニに掲げる会社には該当しません。

自己資本に関する事項

自己資本調達手段（その額の全部または一部が、自己資本比率告示第25条または第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

2016年9月末の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

発行主体	東京スター銀行	東京スター銀行	東京スター銀行	東京スター銀行	東京スター銀行	東京スター銀行
資本調達手段の種類	普通株式	第11回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び分割制限少数人数限定)	第13回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)	第14回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び分割制限少数人数限定)	第15回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び分割制限少数人数私募)	第16回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び分割制限少数人数私募)
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額						
連結自己資本比率	50,000百万円	2,100百万円	6,000百万円	2,000百万円	1,000百万円	1,100百万円
単体自己資本比率	50,000百万円	2,100百万円	6,000百万円	2,000百万円	1,000百万円	1,100百万円
配当率又は利率	—	4.00%	4.50%	3.80%	3.50%	3.28%
償還期限の有無	—	有	有	有	有	有
その日付	—	2022年6月29日	2022年9月28日	2022年10月26日	2022年12月14日	2023年3月13日
償還等を可能とする特約の概要						
初回償還可能日	—	2017年6月29日	2017年9月28日	2017年10月26日	2017年12月14日	2018年3月13日
償還金額	—	2,100百万円	6,000百万円	2,000百万円	1,000百万円	1,100百万円
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	有:5年目以降6カ月 LIBOR+5.05%	無	有:5年目以降6カ月 LIBOR+4.91%	有:5年目以降6カ月 LIBOR+4.65%	有:5年目以降6カ月 LIBOR+4.45%

発行主体	東京スター銀行
資本調達手段の種類	第17回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び分割制限少数人数限定)
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	4,100百万円
単体自己資本比率	4,100百万円
配当率又は利率	3.46%
償還期限の有無	有
その日付	2023年6月6日
償還等を可能とする特約の概要	
初回償還可能日	2018年6月6日
償還金額	4,100百万円
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	有:5年目以降6カ月 LIBOR+4.35%

2017年9月末の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

発行主体	東京スター銀行	東京スター銀行	東京スター銀行	東京スター銀行	東京スター銀行
資本調達手段の種類	普通株式	第14回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び分割制限少数人数限定)	第15回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び分割制限少数人数私募)	第16回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び分割制限少数人数私募)	第17回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び分割制限少数人数限定)
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額					
連結自己資本比率	50,000百万円	2,000百万円	1,000百万円	1,100百万円	4,100百万円
単体自己資本比率	50,000百万円	2,000百万円	1,000百万円	1,100百万円	4,100百万円
配当率又は利率	—	3.80%	3.50%	3.28%	3.46%
償還期限の有無	—	有	有	有	有
その日付	—	2022年10月26日	2022年12月14日	2023年3月13日	2023年6月6日
償還等を可能とする特約の概要					
初回償還可能日	—	2017年10月26日	2017年12月14日	2018年3月13日	2018年6月6日
償還金額	—	2,000百万円	1,000百万円	1,100百万円	4,100百万円
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	有:5年目以降 6カ月 LIBOR+4.91%	有:5年目以降 6カ月 LIBOR+4.65%	有:5年目以降 6カ月 LIBOR+4.45%	有:5年目以降 6カ月 LIBOR+4.35%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスクについてはバリュー・アット・リスク (VaR) で、オペレーショナル・リスクについては自己資本比率算出上の「基礎的手法」によりリスク量を算出するなど、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、それらのリスクが資本配賦額を超えていないことを定期的にモニタリングし

ています。また、ビジネスプランに基づく将来の商品別資産増減や外部要因・内部要因のストレスシナリオの自己資本比率への影響の確認を行っています。これらによって自己資本の充実度を評価しています。

(注) 上記「自己資本の充実度に関する評価方法の概要」については、2017年3月期中間期および2018年3月期中間期に相違はありません。

自己資本の充実度に関する事項

[連結]信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項目	2017年3月期中間期末		2018年3月期中間期末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
[資産(オン・バランス)項目]				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,857	114	4,361	174
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	4,706	188	3,914	156
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	7	0	7	0
地方三公社向け	3	0	2	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	36,275	1,451	25,836	1,033
法人等向け	347,188	13,887	374,171	14,966
中小企業等向け及び個人向け	229,859	9,194	227,668	9,106
抵当権付き住宅ローン	124,412	4,976	114,640	4,585
不動産取得等事業向け	337,535	13,501	349,851	13,994
三月以上延滞等	5,282	211	5,343	213
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	20	0	14	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	14,241	569	20,770	830
上記以外	45,301	1,812	51,257	2,050
証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	277,543	11,101	283,119	11,324
複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
資産(オン・バランス)項目合計	1,425,235	57,009	1,460,959	58,438
[オフ・バランス取引等項目]				
派生商品取引	29,061	1,162	16,879	675
その他	42,976	1,719	42,086	1,683
オフ・バランス取引等項目合計	72,037	2,881	58,966	2,358
[CVAリスク相当額]	43,591	1,743	25,319	1,012
[中央清算機関関連エクスポージャー]	25	1	1,049	41
[オペレーショナル・リスク(基礎的手法)]				
オペレーショナル・リスク合計	85,049	3,401	87,592	3,503
総合計	1,625,939	65,037	1,633,886	65,355

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

[単体]信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項目	2017年3月期中間期末		2018年3月期中間期末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
[資産(オン・バランス)項目]				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,857	114	4,361	174
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	4,706	188	3,914	156
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	7	0	7	0
地方三公社向け	3	0	2	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	36,213	1,448	25,736	1,029
法人等向け	347,078	13,883	374,143	14,965
中小企業等向け及び個人向け	227,722	9,108	225,750	9,030
抵当権付き住宅ローン	124,412	4,976	114,640	4,585
不動産取得等事業向け	337,535	13,501	349,851	13,994
三月以上延滞等	2,435	97	2,717	108
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	20	0	14	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	19,010	760	25,538	1,021
上記以外	43,275	1,731	49,525	1,981
証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	277,543	11,101	283,119	11,324
複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
資産(オン・バランス)項目合計	1,422,822	56,912	1,459,322	58,372
[オフ・バランス取引等項目]				
派生商品取引	29,061	1,162	16,879	675
その他	36,525	1,461	36,514	1,460
オフ・バランス取引等項目合計	65,586	2,623	53,394	2,135
[CVAリスク相当額]	43,591	1,743	25,319	1,012
[中央清算機関関連エクスポージャー]	25	1	1,049	41
[オペレーショナル・リスク(基礎的手法)]				
オペレーショナル・リスク合計	79,312	3,172	82,273	3,290
総合計	1,611,339	64,453	1,621,359	64,854

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当行ならびに当行グループは、16～17ページ「リスク管理体制」中の「信用リスク」に記載のとおり、信用リスク管理に関し、適切なリスク管理体制を構築しています。

また、貸倒引当金の計上基準については、以下をご参照ください。

○連結：28ページ「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」のうち、「5. 会計方針に関する事項」(6) 貸倒引当金の計上基準

○単体：43ページ「重要な会計方針」のうち、「5. 引当金の計上基準」

(1) 貸倒引当金

なお、当行ならびに当行グループは、連結および単体自己資本比率算出上の信用リスク・アセットの算出にあたって、「標準的手法」^(注)を採用しています。

(注)「標準的手法」とは、自己資本比率告示に定められたリスク・ウェイトを用いて、自己資本比率算出における信用リスク・アセットを算出する手法で、国内基準行においては、その4%を規制上の最低所要自己資本とするものです。

標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当行ならびに当行グループが、中央政府および中央銀行のリスク・ウェイト判定に使用する格付は、経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコアとしています。

また、当行ならびに当行グループがエクスポージャーの分類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する格付は、以下の適格格付機関が発行体からの依頼に基づき付与している格付です。

- (1) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- (2) スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
- (3) フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(4) 株式会社格付投資情報センター (R&I)

(5) 株式会社日本格付研究所 (JCR)

エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当行ならびに当行グループでは、保有資産のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、上記の適格格付機関の該当格付を使用しています。なお、エクスポージャーごとの格付機関の使い分けは行っていません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺や、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行ならびに当行グループは、信用リスク・アセットの額の算出において、以下の信用リスク削減手法を適用しています。

(1) 適格金融資産担保

なお、当行ならびに当行グループは適格金融資産担保の使用にあたって、自己資本比率告示に定める簡便手法を用いることとしています。

- (2) 貸出金と自行預金の相殺
- (3) 保証
- (4) クレジット・デリバティブ

信用リスク削減手法の適用状況

当行ならびに当行グループが適用している信用リスク削減手法のうち適格金融資産担保の適用範囲は、主に預金担保・総合口座貸越と預金担保機能付の預金連動型ローンとしています。また、保証の適用範囲は、政府または政府関係機関保証や適格格付機関の格付を有する保証会社の優良保証としています。

(注) 上記「信用リスクに関する事項」については、2017年3月期中間期および2018年3月期中間期に相違はありません。

信用リスクに関するエクスポージャーおよび三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

[連結]

(単位:百万円)

	2017年3月期中間期末						
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー の期末残高
	合計	貸出金	有価証券等	その他オン・ バランス資産	派生商品取引	その他オフ・ バランス資産	
製造業	41,291	25,431	837	14	13,376	1,631	13
農業・林業	111	100	—	0	—	11	—
漁業	0	0	—	0	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—
建設業	8,632	7,757	—	6	0	867	6
電気・ガス・熱供給・水道業	2,848	2,846	—	2	—	—	—
情報通信業	23,307	20,591	2,201	14	—	500	1
運輸業・郵便業	6,072	2,224	3,832	14	—	—	12
卸・小売業	64,079	43,604	—	139	17,620	2,714	13
金融・保険業	268,266	63,705	92,149	58,921	5,269	48,220	—
不動産業・物品賃貸業	177,492	172,395	1,147	65	97	3,787	371
その他サービス業	173,093	161,903	4,082	87	429	6,590	780
国・地方公共団体	709,331	—	298,152	373,517	—	37,661	—
個人	858,788	848,237	145	740	—	9,664	7,914
その他	141,210	78,460	11,655	49,997	29	1,066	—
業種別計	2,474,527	1,427,259	414,205	483,523	36,821	112,716	9,113
	2018年3月期中間期末						
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー の期末残高
	合計	貸出金	有価証券等	その他オン・ バランス資産	派生商品取引	その他オフ・ バランス資産	
製造業	42,843	36,315	576	24	5,147	780	4
農業・林業	129	129	—	0	—	—	—
漁業	0	0	—	0	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	10	10	—	0	—	—	—
建設業	7,722	6,514	—	4	—	1,204	2
電気・ガス・熱供給・水道業	3,236	3,234	—	2	—	—	—
情報通信業	23,694	22,156	1,292	44	—	201	3
運輸業・郵便業	5,511	2,197	3,300	13	—	—	32
卸・小売業	64,313	55,008	—	40	7,240	2,023	222
金融・保険業	214,619	61,096	61,180	56,335	11,616	24,390	6
不動産業・物品賃貸業	198,932	196,241	0	70	89	2,529	49
その他サービス業	159,205	146,936	5,765	70	738	5,695	86
国・地方公共団体	617,782	46,878	240,597	330,307	—	—	—
個人	821,493	812,702	—	684	—	8,107	7,382
その他	175,261	100,121	9,172	65,493	5	468	—
業種別計	2,334,757	1,489,542	321,884	453,091	24,837	45,401	7,789

(注) 1.上記エクスポージャーの期末残高には証券化エクスポージャー、CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。(証券化エクスポージャーについては、90~92ページ「証券化エクスポージャーに関する事項」をご参照ください。)

2.当行グループは海外に営業拠点を有していないため、地域別情報は記載を省略しています。

3.業種別区分は、内部管理において使用している区分に基づき行っています。

4.「貸出金」は個別貸倒引当金控除前の額を記載しています。

5.「有価証券等」は個別貸倒引当金控除前の額を記載しており、有価証券のほか、金銭の信託および買入金銭債権が含まれています。

6.「その他オフ・バランス資産」にはコミットメントおよび支払承諾(見返)などが含まれています。また、「派生商品取引」および「その他オフ・バランス資産」には与信相当額を記載しています。

7.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、信用リスクに関するエクスポージャーのうち、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または貸倒引当金控除前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーのことをいいます。

なお、当行グループの信用リスクに関するエクスポージャーの主要な項目である貸出金および有価証券の残存期間別情報については、以下をご参照ください。

○貸出金：58ページ「貸出(単体)」中の「貸出金の残存期間別残高」参考(連結)

○有価証券：64ページ「証券(単体)」中の「有価証券の残存期間別残高」参考(連結)

[単体]

(単位:百万円)

2017年3月期中間期末							
信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高							三月以上延滞 エクスポージャー の期末残高
合計	貸出金	有価証券等	その他オン・ バランス資産	派生商品取引	その他オフ・ バランス資産		
製造業	41,009	25,150	837	13	13,376	1,631	13
農業・林業	111	100	—	0	—	11	—
漁業	0	0	—	0	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—
建設業	8,632	7,757	—	6	0	867	6
電気・ガス・熱供給・水道業	2,848	2,846	—	2	—	—	—
情報通信業	23,307	20,591	2,201	14	—	500	1
運輸業・郵便業	5,666	1,821	3,832	12	—	—	12
卸・小売業	62,477	42,012	—	131	17,620	2,714	13
金融・保険業	273,027	63,705	97,217	58,615	5,269	48,220	—
不動産業・物品賃貸業	177,492	172,395	1,147	65	97	3,787	371
その他サービス業	172,353	161,166	4,082	83	429	6,590	703
国・地方公共団体	709,331	—	298,152	373,517	—	37,661	—
個人	845,079	843,130	145	740	—	1,063	2,812
その他	139,991	78,460	11,357	49,077	29	1,066	—
業種別計	2,461,331	1,419,138	418,974	482,280	36,821	104,115	3,934
2018年3月期中間期末							
信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高							三月以上延滞 エクスポージャー の期末残高
合計	貸出金	有価証券等	その他オン・ バランス資産	派生商品取引	その他オフ・ バランス資産		
製造業	42,516	35,989	576	22	5,147	780	—
農業・林業	129	129	—	0	—	—	—
漁業	0	0	—	0	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	10	10	—	0	—	—	—
建設業	7,722	6,514	—	4	—	1,204	2
電気・ガス・熱供給・水道業	3,236	3,234	—	2	—	—	—
情報通信業	23,694	22,156	1,292	44	—	201	3
運輸業・郵便業	5,068	1,757	3,300	11	—	—	—
卸・小売業	63,176	53,880	—	32	7,240	2,023	193
金融・保険業	214,116	61,096	61,180	55,831	11,616	24,390	6
不動産業・物品賃貸業	198,932	196,241	0	70	89	2,529	49
その他サービス業	158,468	146,203	5,765	66	738	5,695	82
国・地方公共団体	617,782	46,878	240,597	330,307	—	—	—
個人	809,564	808,204	—	680	—	678	2,884
その他	179,178	100,121	13,940	64,642	5	468	—
業種別計	2,323,597	1,482,418	326,652	451,716	24,837	37,972	3,221

(注) 1.上記エクスポージャーの期末残高には証券化エクスポージャー、CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。(証券化エクスポージャーについては、90～92ページ「証券化エクスポージャーに関する事項」をご参照ください。)

2.当行は海外に営業拠点を有していないため、地域別情報は記載を省略しています。

3.業種別区分は、内部管理において使用している区分に基づき行っています。

4.「貸出金」は個別貸倒引当金控除前の額を記載しています。

5.「有価証券等」は個別貸倒引当金控除前の額を記載しており、有価証券のほか、金銭の信託および買入金銭債権が含まれています。

6.「その他オフ・バランス資産」にはコミットメントおよび支払承諾(見返)などが含まれています。また、「派生商品取引」および「その他オフ・バランス資産」には与信相当額を記載しています。

7.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、信用リスクに関するエクスポージャーのうち、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または貸倒引当金控除前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーのことをいいます。

なお、当行の信用リスクに関するエクスポージャーの主要な項目である貸出金および有価証券の残存期間別情報については、以下をご参照ください。

○貸出金:58ページ「貸出(単体)」中の「貸出金の残存期間別残高」

○有価証券:64ページ「証券(単体)」中の「有価証券の残存期間別残高」

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高および期中増減額

[連結] (単位:百万円)

	2017年3月期中間期			2018年3月期中間期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	7,587	△846	6,741	6,681	△295	6,386
個別貸倒引当金	13,826	△807	13,019	7,635	△659	6,976
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	-
合計	21,414	△1,653	19,760	14,316	△954	13,362

(個別貸倒引当金の業種別内訳) (単位:百万円)

	2017年3月期中間期			2018年3月期中間期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
製造業	21	△2	19	18	△17	0
農業・林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	11	0	12	6	△3	2
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	36	△10	26	25	△9	15
運輸業・郵便業	23	△1	22	8	△1	7
卸・小売業	28	△6	21	892	△26	866
金融・保険業	3	△3	-	-	1	1
不動産業・物品賃貸業	82	4	86	63	△51	12
その他サービス業	8,886	△270	8,616	3,021	△236	2,784
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-
個人	4,733	△517	4,215	3,599	△313	3,285
その他	0	-	0	0	△0	-
業種別計	13,826	△807	13,019	7,635	△659	6,976

(注) 1. 当行グループは海外に営業拠点を有していないため、地域別情報は記載を省略しています。

2. 業種別区分は、内部管理において使用している区分に基づき行っています。

3. 一般貸倒引当金については、業種別区分ごとの算定を行っていないため、記載を省略しています。

[単体]

(単位:百万円)

	2017年3月期中間期			2018年3月期中間期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	5,457	△829	4,628	4,827	△101	4,725
個別貸倒引当金	11,011	△654	10,357	5,354	△685	4,668
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	16,469	△1,483	14,985	10,181	△786	9,394

(個別貸倒引当金の業種別内訳)

(単位:百万円)

	2017年3月期中間期			2018年3月期中間期		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
製造業	21	△2	19	18	△17	0
農業・林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	11	0	12	6	△3	2
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	36	△10	26	25	△9	15
運輸業・郵便業	13	0	13	1	△0	0
卸・小売業	28	△6	21	892	△26	866
金融・保険業	3	△3	—	—	1	1
不動産業・物品賃貸業	82	4	86	63	△51	12
その他サービス業	8,882	△270	8,611	3,017	△236	2,780
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個人	1,931	△365	1,566	1,329	△340	988
その他	0	—	0	0	△0	—
業種別計	11,011	△654	10,357	5,354	△685	4,668

(注) 1.当行は海外に営業拠点を有していないため、地域別情報は記載を省略しています。

2.業種別区分は、内部管理において使用している区分に基づき行っています。

3.一般貸倒引当金については、業種別区分ごとの算定を行っていないため、記載を省略しています。

業種別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

	2017年3月期中間期		2018年3月期中間期	
	連結	単体	連結	単体
製造業	—	—	—	—
農業・林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—
卸・小売業	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業	—	—	—	—
その他サービス業	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	56	—	41	—
その他	—	—	—	—
業種別計	56	—	41	—

(注)業種別区分は、内部管理において使用している区分に基づき行っています。

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高および1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位:百万円)

[連結]	2017年3月期中間期末		2018年3月期中間期末	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	151,978	596,198	191,220	460,663
10%	—	274	—	215
20%	164,737	16	105,689	13
35%	—	355,465	—	316,489
50%	19,871	1,447	27,043	885
75%	—	301,015	—	291,985
100%	38,252	716,043	334,457	386,268
150%	7,591	2,413	6,841	2,665
250%	—	6,145	—	12,340
その他	—	49,628	—	58,172
1250%	—	—	—	—
合計	382,432	2,028,648	665,251	1,529,700
[単体]	2017年3月期中間期末		2018年3月期中間期末	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	151,978	596,198	191,220	460,663
10%	—	274	—	215
20%	164,431	16	105,185	13
35%	—	355,465	—	316,489
50%	19,871	580	27,043	183
75%	—	289,564	—	281,999
100%	38,252	721,385	340,953	385,075
150%	7,591	884	6,841	1,234
250%	—	5,408	—	10,760
その他	—	48,643	—	57,330
1250%	—	—	—	—
合計	382,125	2,018,421	671,244	1,513,965

(注) 1.「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーです。なお、「格付適用」には適格格付機関が付与しているもののみ記載しています。

2.「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやカントリー・リスクに係る格付(カントリー・リスク・スコア)を適用しているエクスポージャーが含まれています。

3.上記エクスポージャーの額には証券化エクスポージャー、CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。(証券化エクスポージャーについては、90～92ページ「証券化エクスポージャーに関する事項」をご参照ください。)

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

[連結]	2017年3月期中間期末		2018年3月期中間期末	
	適格金融資産担保が適用された エクスポージャー	206,366		264,991
貸出金と自行預金の相殺が適用された エクスポージャー	1,916		13,146	
保証またはクレジット・デリバティブが 適用されたエクスポージャー	9,469		15,232	
[単体]	2017年3月期中間期末		2018年3月期中間期末	
	適格金融資産担保が適用された エクスポージャー	206,366		264,991
貸出金と自行預金の相殺が適用された エクスポージャー	1,916		13,146	
保証またはクレジット・デリバティブが 適用されたエクスポージャー	9,469		15,232	

派生商品取引および長期決済期間取引に関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当行ならびに当行グループでは、金利スワップ取引、金利オプション取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引およびその他バスケット・オプション取引等の派生商品取引を行っています。これらの派生商品取引は、仕組み預金などお客さまのニーズに対応するための取引、市場でのカバー取引および当行のALM管理上のヘッジを利用目的としています。

派生商品取引に関するリスクのうち重要なものには、取引対象物の市場価格の変動により損失を被るリスク(市場リスク)と取引

の相手方が倒産等により契約を履行できなくなることにより被るリスク(信用リスク)があります。

このうち、取引相手に係る信用リスクのモニタリングについては、「デリバティブ取引等与信管理規程」に従って、信用リスクマネジメント部門が月次で(個別取引先の信用状態が急に変化した場合は随時)行い、必要に応じてクレジット・リスク・コミッティー等経営陣へ報告を行う体制を取っています。

与信相当額算出に用いる方式

当行ならびに当行グループは、先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額の算出にあたって、カレント・エクスポージャー方式^(注)を採用しています。

(注)カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスクの計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

(注)上記「派生商品取引および長期決済期間取引に関する事項」については、2017年3月期中間期および2018年3月期中間期に相違はありません。

グロス再構築コストの額および与信相当額

(単位：百万円)

	2017年3月期中間期末	2018年3月期中間期末
グロス再構築コストの額	37,656	30,243
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	65,543	62,378
派生商品取引	65,543	62,378
外国為替関連取引	50,540	51,246
金利関連取引	15,002	11,132
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
法的に有効なネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	27,373	36,366
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	38,169	26,011

- (注) 1. 派生商品取引については、親会社である株式会社東京スター銀行のみでしか取り扱いを行っていないため、上記計数は、連結・単体共通のものです。
 2. 与信相当額は、グロス再構築コストの額およびグロスのアドオン額(想定元本額に自己資本比率告示第79条に定める掛目を乗じた額)の合計額です。
 3. 担保による信用リスク削減効果は、リスク・ウェイトで勘案されており、与信相当額には担保を勘案していないため、担保勘案前と後の与信相当額は同額となります。(当行および当行グループが用いている信用リスク削減手法については、82ページ「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要」をご参照ください。)
 4. 長期決済期間取引に関し、本項へ記載すべき取引はありません。

信用リスク削減手法を用いた担保の種類および額

(単位：百万円)

担保種類	2017年3月期中間期末	2018年3月期中間期末
現金	1,570	967
合計	1,570	967

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針およびリスク特性の概要

当行ならびに当行グループは、証券化取引へのオリジネーターやサービサーなどとしての関与はなく、投資家として、当行ならびに当行グループ以外のオリジネーターによる証券化エクスポージャーを保有しています。

当行ならびに当行グループが保有している証券化エクスポージャーに関しては、新規案件の取り組み時に証券化エクスポ

ージャーの該当・非該当、適用リスク・ウェイトなどの判定を実施しています。

証券化商品などへの投資の際には、所管部署が裏付資産、オリジネーター、ストラクチャー、外部格付などを確認し、審査を行っています。また、証券化商品については、取引限度額を設定するなどリスク管理の強化に努めています。

「証券化取引における格付の利用に関する基準」に係る体制の整備およびその運用状況の概要

当行では、証券化取引における格付の利用に関して、「証券化商品リスク管理マニュアル」を策定し、証券化エクスポージャーのストラクチャーに関するリスク、裏付資産に関するポートフォリオおよびキャッシュ・フローの変動リスク、その他付随する各種リスク

に対する検証を行っています。また、上記の各種リスクについて、あらかじめモニタリングすべき項目を定め、定期的に情報を入手のうえモニタリングを行っています。

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額算出に使用する方式の名称

当行ならびに当行グループでは、「標準的手法」により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額を算出しています。

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

当行ならびに当行グループがエクスポージャーの分類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する格付は、以下の適格格付機関が発行体からの依頼に基づき付与している格付です。

- (1) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- (2) スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
- (3) フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)
- (4) 株式会社格付投資情報センター (R&I)

(注) 上記「証券化エクスポージャーに関する事項」については、2017年3月期中間期および2018年3月期中間期に相違はありません。

(5) 株式会社日本格付研究所 (JCR)

なお、適格格付機関の付与する格付については、自己資本比率告示に定める証券化取引における格付の適格性に関する基準を満たすものを、自己資本比率告示に定める利用基準等に基づき利用しています。

また、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っていません。

銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2017年3月期中間期末		2018年3月期中間期末	
	証券化エクスポージャーの額		証券化エクスポージャーの額	
	オン・バランス	オフ・バランス	オン・バランス	オフ・バランス
不動産及び不動産担保債権 (うち再証券化エクスポージャー)	238,112 (646)	134 (26)	233,212 (-)	4,993 (-)
事業者向け債権	16,849	-	22,173	-
居住用不動産担保債権	39,912	-	35,947	-
その他	31,442	1,551	56,722	7,228
合計 (うち再証券化エクスポージャー)	326,316 (646)	1,685 (26)	348,055 (-)	12,222 (-)

(注) 1. 証券化取引については、親会社である株式会社東京スター銀行のみでしか取り扱いを行っていないため、上記計数は、連結・単体共通のものです。

2. 上記には、個別貸倒引当金控除前の額を記載しています。また、「オフ・バランス」には与信相当額を記載しています。

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額
【オン・バランス】

(単位:百万円)

	2017年3月期中間期末		2018年3月期中間期末	
	証券化エクスポージャーの額		証券化エクスポージャーの額	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
20%	62,773	502	82,787	662
50%	404	8	379	7
100%	253,774	10,150	253,482	10,139
(うち再証券化エクスポージャー)	(646)	(25)	(-)	(-)
350%	2,719	380	2,878	402
その他	6,638	58	8,523	110
1250%	7	3	5	2
合計	326,316	11,103	348,055	11,324
(うち再証券化エクスポージャー)	(646)	(25)	(-)	(-)

【オフ・バランス】

(単位:百万円)

	2017年3月期中間期末		2018年3月期中間期末	
	証券化エクスポージャーの額		証券化エクスポージャーの額	
	与信相当額	所要自己資本額	与信相当額	所要自己資本額
20%	-	-	-	-
50%	-	-	-	-
100%	1,440	57	11,977	479
(うち再証券化エクスポージャー)	(26)	(1)	(-)	(-)
350%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
1250%	244	122	244	122
合計	1,685	179	12,222	601
(うち再証券化エクスポージャー)	(26)	(1)	(-)	(-)

(注) 1. 証券化取引については、親会社である株式会社東京スター銀行のみでしか取り扱いを行っていないため、上記計数は、連結・単体共通のものです。

2. 「残高」、「与信相当額」は個別貸倒引当金控除前の額を記載しています。

3. 「所要自己資本額」は以下のとおり算出しています。

オン・バランス: 「所要自己資本額」= (残高 - 個別貸倒引当金) × リスク・ウェイト × 4%

オフ・バランス: 「所要自己資本額」= (与信相当額 - 個別貸倒引当金) × リスク・ウェイト × 4%

自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額
および主な原資産の種類別の内訳 (単位:百万円)

	2017年3月期中間期末 エクスポージャーの額	2018年3月期中間期末 エクスポージャーの額
不動産及び不動産担保債権	—	—
事業者向け債権	—	—
居住用不動産担保債権	—	—
その他	7	249
合計	7	249

(注) 1. 証券化取引については、親会社である株式会社東京スター銀行のみでしか取り扱いを行っていないため、上記計数は、連結・単体共通のものです。
2. 上記には、個別貸倒引当金控除前の額を記載しています。

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当事項はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当行ならびに当行グループは、15ページ「コンプライアンス体制」および16～17ページ「リスク管理体制」中の「オペレーショナル

リスク」に記載のとおり、オペレーショナル・リスク管理に関し、適切なリスク管理体制を構築しています。

オペレーショナル・リスク相当額算出に使用する手法の名称

当行ならびに当行グループは、連結および単体自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、「基礎的手法」^(注)を採用しています。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための手法であり、1年間の粗利益の15%にあたる数値の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

(注) 上記「オペレーショナル・リスクに関する事項」については、2017年3月期中間期および2018年3月期中間期に相違はありません。

銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

当行ならびに当行グループは、出資等エクスポージャーに該当する案件について、区分や適用リスク・ウェイト等に関わらず、クレジット・リスク・コミッティ等においてリスク＝リターン等の詳細の検討および諾否の決定等を行う体制を構築しており、適切なリスクコントロールを行っています。

なお、銀行勘定における出資等エクスポージャーの評価等重要な会計方針については、右記をご参照ください。

(注) 上記「銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項」については、2017年3月期中間期および2018年3月期中間期に相違はありません。

○連結：28ページ「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」のうち、「5. 会計方針に関する事項」(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

○単体：43ページ「重要な会計方針」のうち、「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」

銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資等の中間貸借対照表等計上額および時価 (単位:百万円)

[連結]	2017年3月期中間期末		2018年3月期中間期末	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
時価のある出資等	12,596	12,596	20,468	20,468
時価のない出資等	317	—	318	—
合計	12,913	—	20,786	—
[単体]	2017年3月期中間期末		2018年3月期中間期末	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
時価のある出資等	12,596	12,596	20,468	20,468
時価のない出資等	5,086	—	5,086	—
合計	17,682	—	25,554	—

(注) 「時価」は「時価のある出資等」においてのみ把握可能であるため、当該欄にのみ記載しています。なお、「時価のある出資等」は時価評価しているため、時価が中間(連結)貸借対照表計上額となっています。

銀行勘定における出資等の売却および償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

[連結]	2017年3月期中間期		2018年3月期中間期	
	売却損益額	1,260	441	—
償却額	—	—	—	—
[単体]	2017年3月期中間期		2018年3月期中間期	
	売却損益額	1,260	441	—
償却額	—	—	—	—

中間貸借対照表等で認識され、中間損益計算書等で認識されない出資等の評価損益の額

中間貸借対照表等および中間損益計算書等で認識されない出資等の評価損益の額 (単位:百万円)

[連結]	2017年3月期中間期		2018年3月期中間期	
	中間連結貸借対照表で認識され、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	△1,327	16	—
中間連結貸借対照表および中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—	—	—
[単体]	2017年3月期中間期		2018年3月期中間期	
	中間貸借対照表で認識され、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	△1,327	16	—
中間貸借対照表および中間損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—	—	—

(注) 上記には、時価の把握が可能な「時価のある出資等」に係る額を記載しています。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当行ならびに当行グループは、16～17ページ「リスク管理体制」中の「市場リスク」に記載のとおり、市場リスクの管理に関し、適切なリスク管理体制を構築しています。

銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行ならびに当行グループは、市場リスクの計測にあたって、統一的なリスク指標であるVaR^(注)およびBPV^(注)を使用しているほか、統計的な推定の範囲を超える市場の急激な変化に備えてストレステストを実施し、予期せぬ大きな損失の発生を防止する体制を整備しています。

(注) VaR (バリュー・アット・リスク) : 一定期間に一定の確率内で発生する資産の最大損失額のこと、統計的手法を用いて算出します。
BPV (ベ이스・ポイント・バリュー) : 金利が0.01%変化したときの公正価値の変化額のことです。金融用語で0.01%のことを1B.P. (ベイス・ポイント) と呼ぶことに由来しています。

(注) 上記「銀行勘定における金利リスクに関する事項」については、2017年3月期中間期および2018年3月期中間期に相違はありません。

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額

金利ショックに対する経済的価値の増減額 (VaR)		(単位: 百万円)
2017年3月期中間期末	2018年3月期中間期末	
7,264	8,014	

計測方法および前提条件

- ・保有期間6カ月、信頼区間片側99%
- ・分散共分散法
- ・コア預金の満期は平均2.5年

(注) 金利リスクに関しては、当行は内部管理上、連結での把握をしていますので連結のみの開示となっています。

マーケット・リスクに関する事項(2017年3月期中間期、2018年3月期中間期)

当行ならびに当行グループは、マーケット・リスクについて不算入の特例を適用しているため、連結・単体ともに該当事項はありません。